

各位

横浜信用金庫

外国為替取引のお取扱いについて

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の未然防止」「各種経済制裁措置」への対応は、国際社会におけるテロ等の脅威が増す中、ますます重要になっております。

これらの関係法令等を踏まえ、当金庫の方針として以下の取引については原則お取扱いしておりません。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

<外国為替取引をお断りさせていただく事例>

海外へ送金する	海外から送金を受取る	外為法に基づく規制の対象となるお取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北朝鮮に住所等を有する方に対する支払（間接的な支払も含む） ・ 北朝鮮を原産地または船積地域、仕向地とする輸出入等に係る支払（間接的な支払も含む）
		米国 OFAC 規制の対象となるお取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取引の当事者の所在地・関係地などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域等が含まれている場合 ・ 米国政府より個別指定された個人や組織とのお取引など
		主な関係法令等で規制の対象となるお取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる貨物（輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物）を輸出する場合の送金取引については、資料の提示をいただき、経済産業大臣の許可等、所定の手続きを行っているか、確認させていただきます。
		当金庫でお取扱いできないお取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫に口座をお持ちでない方からの申込み ・ 投資・出資（法人設立を含む）等及びそれらに準じたお取引 ・ 不動産購入（会員権を含む）等及びそれらに準じたお取引
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 送金原資が「みなし現金（1週間以内の現金入金）」であり、送金原資が疎明資料等で確認できない場合。ただし、1週間以上前に入金された場合でも疎明資料等による確認を行う場合があります。

※なお、上記以外のお取引においても、当金庫の判断によりお断りする場合がございます。

以上



横浜信用金庫